

本件発明		引用発明(乙18入金システム)		本件発明との対比	
A	使用限度額をホワイカードに紐づけられた入金額に応じて引き上げることが可能で、入金にのみ利用可能な入金IDと、消費使用に利用可能な消費使用IDとの二種類のIDがあらかじめ紐付けられているホワイカードに対する入金システムであって、				
B1-1	ホワイカードに貯する入金に際して、入金すべきホワイカードの受金IDを取得する受金ID取得部と、	b1-1	おサイフケータイにオンラインチャージを用いるクレジットカードの番号を乙18入金システムが取得することは自明である。	おサイフケータイは、「カード」の機能を備えたものであるから、「ホワイカード」に相当する。「使用限度額」とは「カード」の使用限度額に相当し、各「ホワイカード」の電子マネー残高と同一である(原告主張準備書面13頁)との原告主張を前提とすれば、Eの残高は、おサイフケータイを使用するにあつての限度額であるから、「使用限度額」に相当する。オンラインチャージに用いるクレジットカードの番号は、おサイフケータイとの関係において、受金IDにのみ利用可能であるから、「受金ID」に相当する。おサイフケータイの番号は、消費使用に利用可能であり、初期設定時に割り当てられた画面に表示されることから、基本的にはおサイフケータイの利用者およびシステムの一部管理者のみがEの番号とクレジットカード番号は、サードパーティに紐づけられるから、「あらかじめ紐づけられて」している。	
B1-2	そのホワイカードの使用限度額を引き上げようとする額の入金を受け付けた旨の情報である入金受付情報を取得する入金受付情報取得部と	b1-2	おサイフケータイからチャージしたい金額を入力し、送信ボタンを選択し(乙18-74頁[2])、さらに実行を選択すると(同頁[3])、前記入力されたチャージ金額が引き上げられる(同頁[4])。そうすると、チャージ金額が取得され、前記実行が選択されたことを示す情報(送金指示受付情報)を、乙18入金システムが取得することは自明である。さらに、前記実行が選択されると、クレジットカード決済がなされ、決済がなされたことを示す情報(乙18入金システムが取得することも自明である。	おサイフケータイから入力されるチャージ金額は、EのカードのEの残高(ホワイカードの使用限度額)を引き上げようとする額である。送金指示受付情報は入金受付情報に相当する。仮にそうでないとしても、チャージ金額につきクレジットカード決済がなされると、チャージのための支払いがなされたことになるから、少なくとも、クレジットカード決済がなされたことを示す情報(入金を受け付けた旨の情報(入金)の取得)が、入金受付情報に相当する。当該情報を取得する構成が「入金受付情報取得部」に相当する。	
B1-3	取得した受金IDと、入金受付情報とを関連付けて出力する出力部と、	b1-3	クレジットカード決済が行われる際には、チャージ金額とクレジットカード番号が関連付けられ、さらにはクレジットカード決済がなされたことを示す情報も関連付けられて、システム内部で送信される(乙18入金システムが取得したクレジットカード番号と前記構成b1-2の情報とを関連付けて、システム内部に出力することは自明である。	構成c1-1で取得したクレジットカード番号(受金ID)と構成b1-2の情報(入金受付情報)を関連付けて出力する構成が「出力部」に相当する。	
B2	を有するホワイカード使用限度額引上指示装置と、	b2	乙18入金システムは、上記b1-1ないしb1-3の構成を有する装置を備える。	上記b1-1ないしb1-3の構成を有する装置が「ホワイカード使用限度額引上指示装置」に相当する。	
C1-1	受金IDと関連付けられた入金受付情報をホワイカード使用限度額引上指示装置から受信する受信部と、	c1-1	構成b1-50とあり、クレジットカードと関連付けて出力された構成b1-2の情報が、乙18送金システム内で受信されることは自明である。	クレジットカード番号(受金ID)と関連付けられた構成b1-2の情報(入金受付情報)を受信する構成が「受信部」に相当する。	
C1-2	受信した入金受付情報に関連付けられたホワイカード受金IDと紐付けられている消費使用IDをホワイカード管理装置から取得する消費使用ID取得部と、	c1-2	クレジットカードによるオンラインチャージによりEの残高を引き上げるためには、当該クレジットカードに対応するEの残高を特定するEの番号を取得しなければならぬ。よって、乙18入金システムが、クレジットカード番号に対応するEの番号を取得する構成を有することは自明である。	オンラインチャージに用いられるクレジットカードの番号は、構成c1-1で受信した構成b1-10の情報(入金受付情報)に関連付けられたクレジットカード番号(ホワイカード受金ID)である。当該情報を取得する構成が「消費使用ID取得部」に相当する。	
C1-3	取得した消費使用IDと関連付けられた使用限度額引上額を含む引上命令を送信する引上命令送信部と、	c1-3	チャージが行われると、チャージ金額だけEの残高が引き上げられる(乙18-74頁[4])。これは、乙18入金システムが、Eの番号により特定されるEの残高をチャージ金額分だけ引き上げる命令を送信したからである。	構成c1-2で取得したEの番号により特定されるEの残高をチャージ金額分だけ増やす旨の命令は「取得したEの番号(消費使用ID)と関連付けた使用限度額引上額を含む引上命令」に相当し、当該命令を送信する構成が「引上命令送信部」に相当する。	
C2	を有する引上命令装置と、	c2	乙18入金システムは、上記c1-1ないしc1-3の構成を有する装置を備える。	上記c1-1ないしc1-3の構成を有する装置が「引上命令装置」に相当する。	
D1-1	消費使用IDと受金IDとを紐付けた紐付テーブルを保持する紐付テーブル保持部と、	d1-1	構成aのとおり、クレジットカード番号とEの番号はサードパーティに紐づけられるから、Eの番号とクレジットカード番号を対応づけるテーブルが乙18入金システムにおいて保持されていることは自明である。	Eの番号(消費使用ID)とクレジットカード番号(受金ID)を対応づけるテーブルが「紐付テーブル」に、当該テーブルを保持する構成が「紐付テーブル保持部」に相当する。	
D1-2	引上命令装置から受金IDを受信する受金ID受信部と、	d1-2	クレジットカード番号が、乙18入金システムにおいて、送信されることは自明である。	クレジットカード番号(受金ID)を受信する構成が「受金ID受信部」に相当する。	
D1-3	受信した受金IDに紐付けられている消費使用IDを紐付テーブルから取得して引上命令装置に送信する消費使用ID送信部と、	d1-3	クレジットカードによるオンラインチャージによりEの残高を引き上げるためには、当該クレジットカードに対応するEの残高を特定するEの番号を取得しなければならぬ。よって、乙18入金システムが、クレジットカード番号に対応するEの番号を取得してシステム内部に送信する構成を有することは自明である。	クレジットカード番号(受金ID)に紐づけられているEの番号(消費使用ID)を取得し、システム内部に送信する構成が「消費使用ID送信部」に相当する。	
D2	を有するホワイカード管理装置と、	d2	乙18入金システムは、上記d1-1ないしd1-3の構成を有する装置を備える。	上記d1-1ないしd1-3の構成を有する装置が「ホワイカード管理装置」に相当する。	
E	からなるホワイカード使用限度額引き上げシステムA。	e	上記aないしdの構成を有する乙18入金システム。	乙18入金システムは「ホワイカード使用限度額引き上げシステム」に相当する。	

本件発明		引用発明(乙20送金システム)		本件発明との対比	
A	使用限度額をホワイトカードに紐づけられた入金額に依りて引き上げることが可能で、入金にのみ利用可能な受入金IDと、消費使用に利用可能な消費使用IDとの二種類のIDがあらかじめ紐づけられているホワイトカードに対する入金システムであって、	a	乙20には、イーバンク銀行に口座を開いた(乙20・41～46頁)、当該口座にかかるキャッシュカードであるイーバンクカードの発行を受け(同43頁)、当該口座に送金するためのメールアドレスを登録することができること(同46～47頁)、インターネットショッピングの際、当該口座の口座番号を用いて決済が可能であること(同62、68～70頁)が記載されており、送金者がイーバンク銀行に口座を開いた際、かつ、メールアドレスが記載されており、送金者がイーバンク銀行に口座を開いたことにより、送金者は、イーバンク銀行のウェブサイトに受金者のメールアドレスと送金金額を入力することにより、送金者の口座から受金者の口座へ送金を行うことができる(同57、58頁)。上記メールアドレスを用いた送金システムを指すシステムを「乙20送金システム」という。	「使用限度額」とはホワイトカードの使用限度額に相当する。「限度額」のことであり(原告第1準備書面(原告第1準備書面)LINE Payカードの使用限度額は各アカウントの電子マネー残高と常に同一である(原告第1準備書面13頁)との原告主張を前提とすれば、イーバンクカードにかかるイーバンク銀行の口座の口座残高は、イーバンクカードを使用するにあつての限度額であるから、「使用限度額」に相当する。イーバンクカードとの関係において入金にのみ利用可能である受金者の口座の口座番号は、オンラインショッピングなどの消費使用に利用可能であり、基本的にイーバンクカード(キャッシュカード)の利用者およびシステムの一部管理者のみが知っている情報であるから、消費使用IDに相当する。メールアドレス(入金ID)と口座番号(消費使用ID)は、メールアドレスの登録時に対応づけられるから、「あらかじめ紐づけられている」。	
B1-1	ホワイトカードに対する入金に際して、入金すべきホワイトカードの受入金IDを取得する受入金ID取得部と。	B1-1	受金者に送金する際、送金者は受金者メールアドレスと口座残高を入力し、確認ボタンを押す(乙20・58頁)。確認ボタンが押されると、送金者の口座から送金が行われ、確認ボタンを押す(乙20・58頁)。確認ボタンが押されると、送金者の口座から送金が行われ、確認ボタンを押す(乙20・58頁)。確認ボタンが押されると、送金者の口座から送金が行われ、確認ボタンを押す(乙20・58頁)。	受金者への送金は、受金者のイーバンクカードに対応する口座への入金であるから、「ホワイトカード」に対する入金IDに相当する。「ホワイトカード」を指す受入金ID取得部に相当する。	
B1-2	そのホワイトカードの使用限度額を引き上げようとする額の入金を受け付けた旨の情報である入金受付情報を取得する入金受付情報取得部と	B1-2	受金者に送金をする際、送金者は受金者のメールアドレスとともに送金金額を入力し、確認ボタンを押す(乙20・58頁)。確認ボタンが押されると、送金者の口座から送金が行われ、確認ボタンを押す(乙20・58頁)。確認ボタンが押されると、送金者の口座から送金が行われ、確認ボタンを押す(乙20・58頁)。	送金金額は、受金者のイーバンクカードの口座残高(ホワイトカードの使用限度額)を引き上げようとする額である。仮にそうでないとしても、送金者の口座残高が引き上げられると、送金者から入金のための支払いがなされたことになるから、少なくとも、当該引き下げが完了したことを示す情報(「入金のための支払いがあったことを示す情報」(本件明細書0040))であり、「入金受付情報」に相当する。当該情報を取得する構成が「入金受付情報取得部」に相当する。	
B1-3	取得した受入金IDと、入金受付情報と関連付けて出力する出力部と。	B1-3	受金者に送金をする際、送金者は受金者のメールアドレスとともに送金金額を入力し、確認ボタンを押す(乙20・58頁)。確認ボタンが押されると、送金者の口座から送金が行われ、確認ボタンを押す(乙20・58頁)。確認ボタンが押されると、送金者の口座から送金が行われ、確認ボタンを押す(乙20・58頁)。	構成B1-1で取得したメールアドレス(受入金ID)と構成B1-2の情報(入金受付情報)を関連付けて出力する構成が「出力部」に相当する。	
B2	を有するホワイトカード使用限度額引上げ指示装置と。	B2	乙20送金システムは、上記B1-1ないしB1-3の構成を有する装置を備える。	上記B1-1ないしB1-3の構成を有する装置が「ホワイトカード使用限度額引上げ指示装置」に相当する。	
C1-1	受入金IDと関連付けられた入金受付情報をホワイトカード使用限度額引上げ指示装置から受信する受信部と。	C1-1	構成B1-3のとおりに、メールアドレスと関連付けて出力された構成B1-2の情報が、乙20送金システム内で受信されることは自明である。	メールアドレス(受入金ID)と関連付けられた構成B1-2の情報(入金受付情報)を受信する構成が「受信部」に相当する。	
C1-2	受信した入金受付情報と関連付けられたホワイトカード受入金IDと紐づけられている消費使用IDをホワイトカード管理装置から取得する消費使用ID取得部と。	C1-2	受金者の口座残高を引き上げるためには、送金者が指定したメールアドレスに対応する口座番号を取得しなければならぬから、乙20送金システムが、当該メールアドレスに対応する口座番号を取得する構成を有することは自明である。	送金者が指定したメールアドレスは、構成C1-1で受信した構成B1-1の情報(入金受付情報)と関連付けられたメールアドレス(ホワイトカード受入金ID)である。これに対応する口座番号(消費使用ID)を取得する構成が「消費使用ID取得部」に相当する。	
C1-3	取得した消費使用IDと関連付けられた使用限度額引上げ額を含む引上命令を送信する引上命令送信部と。	C1-3	受金者の口座残高は、送金額だけ増加する。これは、乙20送金システムが、構成C1-2で取得した口座番号により特定される受金者の口座残高を送金額分だけ増やす旨の命令を送信したからである。	送金額は、受金者の口座残高(使用限度額)の引上げ額であるから、「使用限度額引上げ額」に相当する。構成C1-2で取得した口座番号により特定される受金者の口座の残高を送金額分だけ増やす旨の命令は「取得した口座番号(消費使用ID)と関連付けられた使用限度額引上げ額を含む引上命令」に相当し、当該命令を送信する構成が「引上命令送信部」に相当する。	
C2	を有する引上命令装置と。	C2	乙20送金システムは、上記C1-1ないしC1-3の構成を有する装置を備える。	上記C1-1ないしC1-3の構成を有する装置が「引上命令装置」に相当する。	
D1-1	消費使用IDと受入金IDとを紐付けた紐付けテーブルを保持する紐付けテーブル保持部と。	D1-1	送金者が受金者のメールアドレスと送金額を入力して、確認ボタンを押すと、口座番号により特定される受金者の口座残高が増加する(乙20・57、58頁)。したがって、口座番号とメールアドレスを対応づけるテーブルが乙20送金システムにおいて保持されていることは自明である。	口座番号(消費使用ID)とメールアドレス(受入金ID)を対応づけるテーブルが「紐付けテーブル」に、当該テーブルを保持する構成が「紐付けテーブル保持部」に相当する。	
D1-2	引上命令装置から受入金IDを受信する受入金ID受信部と。	D1-2	受金者のメールアドレスが、乙20送金システムにおいて送信され、受信されることは自明である。	メールアドレス(受入金ID)を受信する構成が「受入金ID受信部」に相当する。	
D1-3	受信した受入金IDに紐付けられている消費使用IDを紐付けテーブルから取得して引上命令装置に送信する消費使用ID送信部と。	D1-3	受金者の口座残高を引き上げるためには、送金者が指定したメールアドレスに対応する口座番号を取得しなければならぬから、乙20送金システムが、当該口座番号を取得してシステム内部に送信する構成を有することは自明である。	メールアドレス(受入金ID)に対応する口座番号(消費使用ID)を取得し、システム内部に送信する構成が「消費使用ID送信部」に相当する。	
D2	を有するホワイトカード管理装置と。	D2	乙20送金システムは、上記D1-1ないしD1-3の構成を有する装置を備える。	上記D1-1ないしD1-3の構成を有する装置が「ホワイトカード管理装置」に相当する。	
E	からなるホワイトカード使用限度額引き上げシステム。	E	上記aないしd2の構成を有する乙20送金システム。	乙20送金システムは「ホワイトカード使用限度額引き上げシステム」に相当する。	